

議案第105号

三朝町道路占用料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町道路占用料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年12月13日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町道路占用料徴収条例(平成17年三朝町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区分		占用料		区分		占用料	
		単位	金額(円)			単位	金額(円)
法第32条 第1項第1号に掲げる 工作物	略	略	略	法第32条 第1項第1号に掲げる 工作物	略	略	略
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7
	<u>地下に設ける電線その他の線類</u>		4		<u>地下電線その他地下に設ける線類</u>		4
	略	略	略		略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。